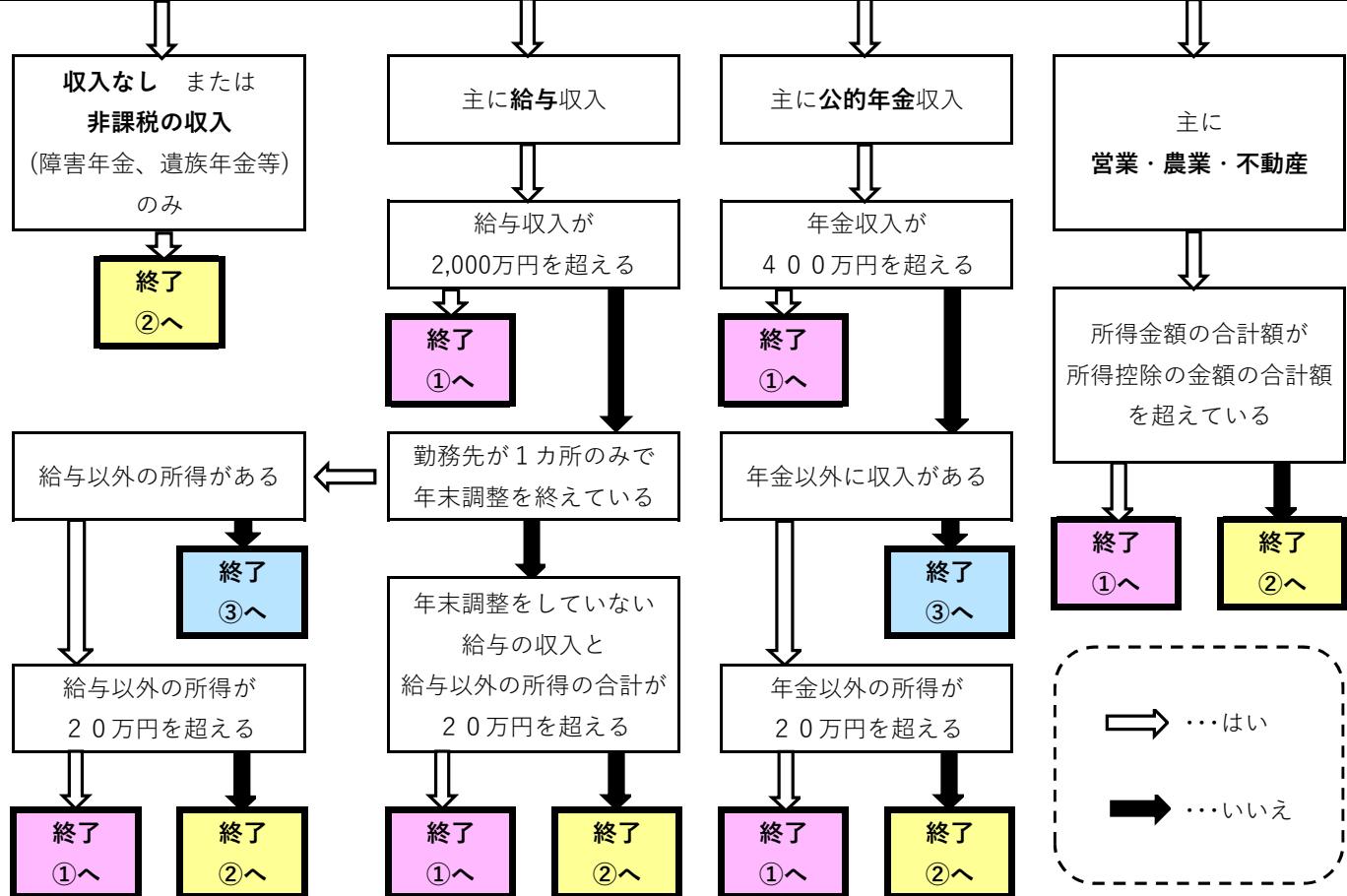


申告フローチャート



令和8年1月1日現在で中間市に住んでいた方が対象となります。
市外の方は居住していた市町村にお問い合わせください。

スタート：令和7年1月1日から12月31日の間にどのような収入がありましたか？



結果はこれら！

①に該当する方は 確定申告 が必要です。	確定申告をお願いします。 確定申告をすると市県民税の申告は必要ありません。
②に該当する方は 市県民税申告 が必要です。	市役所で市県民税の申告をお願いします。 収入のない方でも「収入なし」の申告が必要です。
③に該当する方は 申告の必要はありません。	原則、収入の申告は必要ありません。

③に該当する方でも控除の追加等で
所得税の還付や市県民税の減額を受けられることがあります。

